

令和4年12月12日

お客様各位

羽後信用金庫
理事長 池田 秀

カードローン契約等の相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫のカードローン契約等においてご契約様が亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ債務を直ちに一括返済するよう請求することがありました。

当金庫ではこの取扱いを見直し、カードローン契約等において「相続の開始があったとき」のみを期限の利益喪失事由として、一括返済を請求しないことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、返済遅延などの他の理由により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

カードローン契約等を相続されたお客様は、相続後のお手続きにつきましてお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「相続の開始があったとき」を期限の利益喪失事由とする取扱いを見直した主なカードローンは次の通りです
 - (1) うごしんきゃつする（信金ギャランティ株式会社保証付）
 - (2) マネーポケット（SMB C コンシューマファイナンス株式会社保証付）
 - (3) ニューカードローン（三菱UFJニコス株式会社保証付）
 - (4) うごしんカードローン300（三菱UFJニコス株式会社保証付）
 - (5) スーパーカードローン（株式会社オリエントコーポレーション保証付）

なお、上記以外のカードローン契約等につきましても「相続の開始があったとき」を期限の利益喪失事由として債務の一括返済を請求することはございません。

以上

